

平成23年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成23年9月16日(金曜日)
午前10時00分 開議

議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 陳情第1号 美唄市体育センターの継続利用に関する陳情(総務・文教)
- 2 議案第46号 美唄市税条例等の一部改正の件(産業・厚生)
- 3 議案第47号 桂沢水道企業団規約の一部変更の件(産業・厚生)
- 4 議案第48号 平成23年度美唄市一般会計補正予算(第4号)(予算審査特別)
- 5 議案第49号 平成23年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)(予算審査特別)
- 6 議案第50号 平成23年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)(予算審査特別)
- 7 認定第1号 平成22年度美唄市一般会計決算認定の件(決算審査特別)
- 8 認定第2号 平成22年度美唄市民バス会計決算認定の件(決算審査特別)
- 9 認定第3号 平成22年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件(決算審査特別)
- 10 認定第4号 平成22年度美唄市老人保健会計決算認定の件(決算審査

特別)

- 11 認定第5号 平成22年度美唄市下水道会計決算認定の件(決算審査特別)
- 12 認定第6号 平成22年度美唄市介護保険会計決算認定の件(決算審査特別)
- 13 認定第7号 平成22年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件(決算審査特別)
- 14 認定第8号 平成22年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件(決算審査特別)
- 15 認定第9号 平成22年度市立美唄病院事業会計決算認定の件(決算審査特別)
- 16 認定第10号 平成22年度美唄市水道事業会計決算認定の件(決算審査特別)
- 17 認定第11号 平成22年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件(決算審査特別)
- 第3 議案第51号 美唄市教育委員会委員任命の件
- 第4 議案第52号 美唄市公平委員会委員選任の件
- 第5 議案第53号 美唄市公平委員会委員選任の件
- 第6 意見書案第4号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 第7 意見書案第5号 平成24年度農業予算編成に関する意見書
- 第8 意見書案第6号 軽油引取税の課税

- 免除措置などの恒久化を求める
要望意見書
- 第9 意見書案第7号 生活保護行政の抜
本的な改善を求める意見書
- 第10 意見書案第8号 原子力発電から
自然エネルギー等への転換を求
める意見書
- 第11 意見書案第9号 北海道地域最低
賃金の更なる改善を求める意
見書
- 第12 意見書案第10号 地方財政の充実、
強化を求める意見書
- 第13 意見書案第11号 J R三島・貨物
会社に係る税制特例の継続を
求める意見書
- 第14 意見書案第12号 義務教育費国庫
負担制度堅持・負担率1/2へ
の復元、「30人以下学級」の
実現と就学保障充実など教育
予算確保・拡充に向けた意見
書

10番 高田正則君
11番 五十嵐 聡君
13番 土井敏興君

出席説明員

市長 高橋幹夫君
副市長 藤井英昭君
(市民部長事務取扱)
総務部長 伊藤敦史君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中川直紀君
商工交流部長 市川厚記君
農政部長 須田正毅君
都市整備部長 山口隆慶君
市立美唄病院事務局長 高倉雄治君
消防長 霜田公法君
総務部総務課長 佐藤 崇君
総務部総務課主査 平野太一君

教育委員会委員長 白戸仁康君
教育委員会教育長 安田昌彰君
教育委員会教育部長 奥山隆司君

出席議員(13名)

議長 内馬場 克康君
副議長 小関 勝教君
1番 倉本 賢君
2番 長谷川 吉春君
3番 谷村 知重君
4番 丸山 文靖君
5番 本郷 幸治君
6番 森川 明君
7番 吉岡 文子君
8番 桜井 龍雄君
9番 金子 義彦君

選挙管理委員会委員長 後藤泰彦君
選挙管理委員会事務局長 秋場勝義君

農業委員会会長 西川芳勝君
農業委員会事務局長 吉田寿幸君

監査委員 扇谷 均君
監査事務局長 鎌田 覚君

事務局職員出席者

事務局 局長 中平匡司君
次 長 三上 忠君

午前10時00分 開議

議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番 土井敏興議員

1番 倉本賢議員

を指名いたします。

議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、陳情第1号美唄市体育センターの継続利用に関する陳情ないし順序17、認定第11号平成22年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上17件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、陳情第1号について五十嵐総務・文教委員長。

総務・文教委員会委員長五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました、陳情第1号美唄市体育センターの継続利用に関する陳情について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

本件は、先の第2回定例会において総務・文教委員会に付託され、継続審査となっているものでございます。

経過といたしまして、9月7日、委員会を招集して審査をいたしました。

審査に当たって、所管の教育委員会から経

過説明を受け、質疑を行いましたので、その主なものについて申し上げます。

初めに、6月21日の常任委員会以降、利用者団体と話し合いの場を持ったということだが、具体的な経過・内容について、との質疑に対し、まず、利用団体の代表の方たちにお集まりをいただき、市の財政状況、これまでの経過等を確認した上で、代替施設への移動、開館時間の短縮等について提案し、ご了解をいただいた中で、個々の団体とお話をさせていただいた。との答弁。

次に、教育委員会の考え方を示した中で、開館時間の短縮、代替施設について、利用者の理解があったと受けとめていいのか、との質疑に対し、皆さん一様に継続で使いたい、あるいは継続であればうれしいといった、継続について望んでいる状況はあったが、市の財政状況も説明した中では、理解、了承をいただけたと考えている。との答弁。

次に、施設の利用については、団体だけでなく、個人での利用もあると思うが、個人で利用している人の数と、その人たちの声は聞いたのか、との質疑に対し、5月から8月の4ヶ月間では、延べ人数で80名弱の方々が個人で利用されているが、特定をすることは難しく、説明は行っていない。今後の状況により説明会等を開きたいと考えている。との答弁がありました。

以上の経過から、陳情第1号につきましては、慎重な判断を要することから、参考人として、今後、陳情者からお話を伺う機会を設けることを決定するとともに、さらに検討を要するので、継続審査と併せて、閉会中もお審査の議決を求めることと決定いたしました。

た。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

議長内馬場克康君 次に、議案第46号及び議案第47号の以上2件について、高田産業・厚生委員長

産業・厚生委員会委員長高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第46号美唄市税条例の一部改正の件及び議案第47号桂沢水道企業団規約の一部変更の件の以上2件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月7日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第46号における質疑・答弁のうち、主なものを申し上げます。

初めに、過去に過料を科した実績があるか、との質疑に対し、過去十数年は過料を科した実績はない。との答弁。

次に、過料は情状により市長が定めるとあるが、その基準は、との質疑に対し、市長の裁量の範囲で、申告等において誤記、錯誤、故意であったのか等、申告する際にどうしても提出することができなかつた事情や災害等も含め、それらを考慮した上で決めるものと考えている。現在はその基準等については設けていないが、今までこれを行った経緯がないため、そういう事態に遭遇した場合、慎重に取り扱っていきたいと考えている。との答弁。

次に、納税管理人とはどういう立場の人を指すのか、との質疑に対し、市外等に在住している方の納税管理を、市内在住の方に任せ

る場合に適用している部分で、申請に基づき、その納税管理者に納付書や催告、督促等を送付している。との答弁がありました。

次に、議案第47号における質疑・答弁のうち、主なものを申し上げます。

初めに、副企業長が1名増員ということで、新たな負担が生じると思うが、どう承知しているか、との質疑に対し、今後、給与に関する条例を制定し、しかるべき給与を支払うと聞いている。この費用については、基本的には、桂沢水道企業団の今の財政の中で賄われ、送水負担金の原価計算の中に入ってくることになる。負担金の単価が早急に上がることにはならないと思うが、原価計算の要素の一部であるので、将来的にはそのような形も考えられる。との答弁。

次に、なぜ企業団の執行体制の強化を図らなければならないのか、との質疑に対し、桂沢の浄水場は建設後53年経過しており、施設の老朽化や耐震性の問題などから、桂沢水道企業団議会における桂沢浄水場将来構想調査特別委員会で調査検討した結果、新たな浄水場を建設する構想が承認され、今後の問題解決や膨大な事務処理にも支障が生じて来ると考えられることから、今後、国や道を初めとする関係機関と、高い見地から調整を担う者が必要であるため。との答弁。

次に、規約変更について、企業団議会の中で提案されているのか、との質疑に対し、桂沢議会の中では何度も協議をし、この方法でよいという形の中で進めてきた。その上で、議会の議決を得るべく、提案をさせていただいた。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第46号及び議

案第47号の以上2件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長内馬場克康君 次に、議案第48号ないし議案第50号の以上3件について、高田予算審査特別委員長。

予算審査特別委員会委員長高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第48号平成23年度美唄市一般会計補正予算（第4号）、議案第49号平成23年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）及び議案第50号平成23年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）の以上3件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月8日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第48号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、防災資機材等整備事業について、今回整備する資器材等の保管場所や、維持管理の考え方について、との質疑に対し、エアータントは消防に、非常食は市役所庁舎内に、その他の資機材等は市役所や進徳町にある防災倉庫に保管の予定。今後においては、リスクを分散するため、地域の拠点となるところに分散して保管していきたい。また、維持管理については、保存状況や動作状況を毎年点検整備することで考えている。との答弁。

次に、整備した資機材等では数が不足するような非常事態の発生も考えられるが、そういった場合の対応、また、非常食等は市内で

物資調達の協定がされているのか、との質疑に対し、現在、災害時における総合協定という事で、食料については各農協や市民生協と協定を取り交わしており、災害時には優先的に食料を調達していただくようにしている。また、資機材等については、建設業協会や設備協会、道、開発局と提供についての協定を結んでいる。との答弁。

次に、今回購入した資器材等の積算基礎について、との質疑に対し、積算に当たってのマニュアルは特にはない。今回の備蓄の考え方は、食料は農協や生協との協定による物資が流通するまでの間に対応する部分。現在、地域防災計画を見直しており、その中でさらに検討を重ね、必要な見直しを行いながら備えていきたい。との答弁。

次に、高齢者・障がい者等要援護者マップ作成事業について、民生委員の協力を得るとあるが、非常に重たい作業という気がするが、その考え方について、との質疑に対し、この事業を進めるに当たって、民生委員と内々で協議を進めた際、ぜひやらせていただきたいという話があり、進めてきた。個人情報ということでご苦勞をかけると思うが、民生委員からの強い要望もあった事から、理解していただけると考えている。との答弁。

次に、情報提供を待たずに独自に判断、行動できる体制とは、との質疑に対し、今回の調査に当たっての情報提供に関しては、災害時、救急時も含め、自衛隊や消防、市の総務課にも情報の開示を考えており、地域の支えあいも含めた体制づくりに向けて、再度調査に当たって検討していきたいと考えている。との答弁。

次に、認知症対策事業について、委託の自身について、また、補助終了後の成果の活用の仕方について、との質疑に対し、認知症予防プログラムの実施について、有酸素運動、注意分割機能、記憶力ゲーム等のプログラムを実施して効果測定を行うもので、この業務の一部について、美唄市体育協会への委託を考えている。また、成果の活用については、現在行っている介護予防事業の中に、認知症予防のプログラムもメニューとして加えながら、次年度以降行っていきたいと考えている。との答弁。

次に、モデル地区については具体的に決まっているのか、との質疑に対し、この事業を計画する以前に、ゆたかニュータウンの町内会から、地域として認知症の研修会等に取り組んでみたいという相談があったため、今回の事業実施に当たり、ゆたかニュータウンの町内会を中心に実施していくことで、現在調整している。との答弁。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業について、今年は16戸で、110戸という対象の中で考えているようだが、農家の皆さん方が取り組みたいという希望があった場合、全部対象の中に含めて今後やっていくのか、との質疑に対し、向上活動においては、事業継続期間が3年以上続けるという条件がある事から、再来年までは事業内容を精査して申請を行うことは可能だと考えている。環境保全型農業については、取り組み作物、ほ場の場所、面積等が変わると考えられるので、毎年、その参加人数、作物、ほ場面積等の聞き取りを行いたいと考えている。との答弁。

次に、小学校維持修繕事業について、小学

校には遊具の設置基準はあるのか、との質疑に対し、遊具に関する設置基準等は定められていない。そのため、学校と協議の上、授業等でも活用する鉄棒を安全に使えるようにし、また、屋外遊具の中で最も子ども達の利用が多いブランコについて修繕をし、対応を行なった。今後は、学校等とも協議をしながら、遊具の適正な配置数を定めたいと考えている。との答弁。

次に、何年も放置されていた遊具もあったと思うが、計画的な撤去や更新などが必要だと思う。これらの考え方について、との質疑に対し、年数が経過すれば修繕等では対応ができず、撤去する遊具も出てくる。そういった部分については、年度ごとに予算計上しながら対応に努めたいと考えている。また、適正な遊具の種類や数、子ども達が屋外で遊ぶための望ましい状況という部分も、学校と協議をしながら考えていきたい。との答弁。

次に、河川整備事業について、今般8月、9月にかけて集中的な雨が合ったが、事前対策としてどのような対応がされているのか、との質疑に対し、河川の情報については、国土交通省で川の防災情報をインターネット上に配信している。その中で、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位という段階があり、その段階において水防計画の中で定めた対応を行っている。との答弁がありました。

次に、議案第50号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、この繰入金の前倒しは、一般会計からの積極的な働きかけなのか、病院側からの要請なのか、との質疑に対し、財政健全化

計画の市民委員会から、単年度黒字の半分以上を繰り入れるというご提言があり、そのようなことから平成22年度に行った前倒しとともに平成23年度についても前倒しを行うものとの答弁。

次に、財政健全化計画に影響する総合的な判断及び病院経営健全化計画の取り組み等に対する考え方について、との質疑に対し、美唄市の財政健全化の大きな課題は、市立病院の不良債務の問題と受けとめている。このことをいち早く解消する。そういう基本に立って今回の繰入を決めた。との答弁がありました。

なお、議案第49号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第48号ないし議案第50号の以上3件は、いずれも原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長内馬場克康君 次に、認定第1号ないし認定第11号の以上11件について、小関決算審査特別委員長。

決算審査特別委員会委員長小関勝教議員（登壇） ただいま議題となりました認定第1号平成22年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号平成22年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号平成22年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号平成22年度美唄市老人保健会計決算認定の件、認定第5号平成22年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第6号平成22年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第

7号平成22年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第8号平成22年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第9号平成22年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第10号平成22年度美唄市水道事業会計決算認定の件及び、認定第11号平成22年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上11件について、決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月9日、9月12日ないし14日の4日間、委員会を招集して審査をいたしました。

委員会の冒頭、副市長から補足説明があり、引き続き代表監査委員から総括的所見がありました。

その後、認定第1号平成22年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。以下、その主なものについて申し上げます。

まず初めに、第1款議会費、第2款総務費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、職員研修について、研修によってそれぞれの力量を上げていく、こんな取り組みが大事だと思うが、それぞれ職場において、なかなか研修に参加する人的な余裕もつけない現状があるのではないかと思うが、今後を含めた職員研修の重要性の認識について、との質疑に対し、職員研修の重要性については十分認識しながら取り進めてきているが、さまざまなまちづくりの課題を将来に向けて解決していくためには、政策上の立案能力というものが求められてきていると考えており、

今後も研修については留意しながら進めていきたいと考えている。職員が業務多忙の中でどのように研修に参加していくかという課題については、職員が職場の中での研修を含めて、意欲的にそれぞれの業務に向かい合うことが重要であることから、日常業務の中でそのような意識を醸成しつつ、研修に関する情報についても十分情報提供しながら、今後も職員が意欲を持って研修を受けられる環境づくりに努めていきたい。との答弁。

次に、企画一般事務について、進捗率が前年比較で73%から今回88.8%ということであるが、支出が90万円程度から200万に大幅に増加している理由について、との質疑に対し、平成22年度においては、美唄市第6期総合計画の策定に伴い費用が増加しており、内容としては、審議会委員にかかる報酬の経費に28万5,000円、総合計画にかかる本編と概要版の印刷製本費に62万円となっており、審議会委員の費用弁償を含めて、190万4,000円ほどの増になった。との答弁。

次に、職員の定期健康診断について、いわゆる人間ドックに対する補助、また、職員の間ドックの受診に対する考え方について、との質疑に対し、人間ドックについては、基本的に共済組合の福祉事業というその枠の中で実施しており、基本的に35歳以上の職員及びその職員被扶養者を対象としている。なるべく多くの職員が均等に受診できるよう、前年受けた方は遠慮してもらうなどの配慮をしているが、人間ドックを受けるに当たっての自己負担を引き上げるなど、さらに多くの人が受けることができる方法について検討し

ていきたい。との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、地域包括支援センターについて、成年後見制度についての相談事例はあるのか、また、認知症等で意思表示が困難な方に対する契約や経済行為の対応はどうなっているのか、との質疑に対し、平成22年度の総合相談の中で、金銭・経済問題に関する相談というのが12件あり、その中で、成年後見制度の説明などを行っている。現在、介護保険サービスを受けるに当たっての契約等の中では、後見人を立てなければならない形になったものはないが、家族等が代理人となって契約をしている状況もある。現在もいろいろな相談を受ける中で、後見人を立てて管理しなければならない必要がある方も出てきているので、そういう事例が出た場合、美唄市社協、道社協などに相談し、助言をいただきながら業務をしているという実情。今後、そういう方が増えてくる状況になることも予想されるため、後見人制度の対応については、今後、十分検討して行きたいと考えている。との答弁。

次に、ごみ処理の問題で、仮に岩見沢が焼却炉という形で広域化が決まった場合、美唄市はそれに参加するのか。また、仮に焼却炉が決まり、美唄市も広域で参加するとなると生ごみの扱いはどうするのか、との質疑に対し、岩見沢市も含めた3市町で広域を視野に検討を行っていくと一般質問でも答弁したが、現時点ではまだ岩見沢の方から方向が示されていない。今月中にはその処理方法の決定がなされ、美唄の方に通知が来るものと考えて

いる。それを受けて、本市としての方向性を決定することで考えている。また、広域に参加した場合、生ごみの分別については、本市の考えでは、まだ堆肥化は決定していないが、仮に堆肥化する場合、生ごみは分別をし、岩見沢市に持っていくのは、あくまでも可燃ごみのみと考えている。との答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、緊急雇用対策事業について、それぞれ事業内容があるが、この中から常雇用につながった事例があるのか。また、雇用の創設、働く者の労働条件の改善は、地域振興、地域の経済活性化につながってくると思うが、その辺をしっかりとつなげて行かなければならないと思うが、その考え方について、との質疑に対し、平成22年度は13の事業を行ない、48名の求職者が新規雇用されている。その事業終了後、8名が通年につながった。事業については、アンテナショップの3名、求職者介護事業従事委託事業で4名、OA指導者養成事業で1名。これらは事業終了後すぐに雇用されていると聞いている。また、美唄市としては新たな産業ということで企業誘致に努め、また、農商工連携という形で、美唄市の特性を持った部分で新たな産業を創設していくといった部分で、何とか美唄市の雇用というものを確保しながら、今後の雇用増に努めていきたいと考えている。との答弁。

次に、地域資源を活用した農村と都市の対流事業について、民泊の許可を持っている農家件数及び農家民泊受入農家件数とその評判について。また、今年度の修学旅行生の受入

実績について、との質疑に対し、現在は15件で、毎年少しずつ増えており、21年度に市の方で支援事業を組んだ際、数が一気に増えている。その後もグリーン・ツーリズム研究会等で申請に係る経費の応援などをしており、毎年増えてきている。農家民泊受入農家数は延べ12件となっており、東京や道内からの訪問もされている。民泊された方からは非常に従来の形にはない体験ということで好評をいただいている。また、修学旅行生受入の今年の予定は、札幌圏の日帰り、宿泊含め、当初の予定では640名という計画になっている。との答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、地域の魅力まるごとブランド化推進事業について、東京都庁での観光PRに市から何名が参加したのか。また、市民あるいは観光協会等も参加していると思うが、全体では何名くらい参加したのか。また、そのPRによってどういう反応があったか、との質疑に対し、市からは3名。これは、期間中1週間を通して1名、前半1名、後半1名の2名体制で職員は3名。このほか、前半の部分で市農協から1名、観光物産協会から1名。また、全期間1週間を通して、東京美唄会の会員の方、あるいは美唄東高の東京同窓会の皆様にもお手伝いをいただいた。PRの反応について、時期的なものもあったかと思うが、グリーンアスパラについては特に好評で、その他の商品についても、米粉のお菓子あるいはパン、あとは袋入り焼きそば等々、押しなべて美唄の物産は好評だった。との答弁。

次に、観光ツアーの2回の開催について、内容と参加者がどの程度あったのか、との質疑に対し、夏休み親子ふれあいツアー、ふるさとマイスターに学ぶ美唄の日帰りツアー、この2本が民間企画ツアーの支援ということで実施しており、親子ふれあいツアーについては、8月4日に実施し32名、ふるさとマイスターに学ぶ美唄日帰りツアーについては、9月15日実施で38名の参加をいただいた。との答弁。

次に、都市計画事業については、都市計画法に基づき整備がされると理解しているが、都市計画法の考え方。また、目的税として課される都市計画税について、どのように押さえて事業を推進してきたのか。また、このことの市民への説明方法について、との質疑に対し、都市計画法については、健全な都市を形成するために、都市計画区域の中で規制と開発を同時に行っていくもので、本市の場合は用途地域の外側と内側になるが、本市の都市計画税は、都市計画の中の用途地域で、主に街路・公園・下水道を整備するため、用途地域の中を対象に賦課をし、目的税としていただいていると承知している。同じ都市計画区域であっても、用途地域の外側と整備水準が大きく変わるということから都市計画税をいただけるものであり、このため、都市計画税の利用目的としては、公共下水道も含め、都市計画事業に主に使われていると認識している。また、今後一般市民へどのようにその周知をするのかということについては、関係部局と今後検討していきたいと考えている。との答弁。

次に、街路灯補助事業について、維持補助

数が3,328灯となっているが、そのうち、蛍光灯、ナトリウム灯の内訳について。また、LEDの街路灯への導入について、との質疑に対し、申請、街路灯の数については3,328灯で、電気代の半分を補助しており、維持費については、716万9,646円、3,328灯の内訳については、裸電球が31灯、蛍光灯が2,193灯、水銀灯が1,104灯となっている。LEDについては、町内会等から寿命が長く電気量も縮減され、また、蛾も集まりにくいナトリウム灯などの設置要望があり、将来的にも経費縮減につながるということから、平成23年度からナトリウム灯、LEDなどの設置費の補助も行っている。との答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、火災報知器の各家庭の設置状況について、また、AEDの各事業所や公的施設等の設置状況について、との質疑に対し、一般住宅、共同住宅等すべて含めた設置状況は、4月末現在で60.6%で、4割近くの方がまだ設置されていないため、今後も引き続き、普及啓発を努めていく。また、AEDの設置状況について、消防署で押さえている部分では、44施設、52台のAEDが設置されている。さらに消防署で押さえている以外に、工事現場にも備えて作業しているところもある。との答弁。

次に、小学校維持修繕事業及び教職員住宅整理事業の内容について、との質疑に対し、小学校維持修繕事業の内容については、それぞれ学校の細かな部分で、即対応しなければ

ならない部分について行っている。また、教職員住宅整理事業については、きめ細かな臨時交付金を活用し、小学校教員住宅として老朽化が激しい東小学校の3棟について解体・撤去を行うもので、22年度に補正予算として計上し、全額23年度に繰越明許で行うこととなっている。との答弁。

次に、給食センターについて、学校給食施設の調査の記事が北海道新聞に出たが、その指導内容について、との質疑に対し、学校給食施設の一斉点検について、平成23年5月17日に岩見沢保健所より2名、空知教育局から1名が入り、点検の実施をしている。6項目の指導があり、そのうち、施設面の指導項目が1項目、衛生管理面が5項目あり、現在3項目については改善済みで、残り3項目については、他市の状況等をしっかり調査し、24年度に改善する予定。との答弁がありました。

次に、第11款災害復旧費ないし第15款予備費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、公務員の給与水準の1つの目安である美唄市のラスパイレス指数について。また、美唄市のこれまでの職員給与、給与表の決定は何をよりどころとして決定しているのか、との質疑に対し、ラスパイレス指数について、23年度分はまだ全体の数字がまとまっていないが、22年の状況では、国を100としたときに88.7%で、全道の中では30位という位置づけになっている。職員の給与決定については、基本的には国公準拠としているが、現在、財政健全化計画の中で職員給与を独自削減しているところであり、ラ

スパイレス指数は低い水準になっている。との答弁。

次に、今後における給与決定の考え方について、との質疑に対し、財政健全化の中、独自削減ということでこれまで進めてきているが、基本的には国公準拠とすべきと考えている。との答弁。

次に、歳入全般にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

売り払いの方法として数年前から導入しているインターネット公売の利用状況。また、基本的な財産の管理と売り払いについて、との質疑に対し、インターネット公売については、平成20年度からヤフーのネット公売である公有財産売却システムを活用しているが、土地建物について今現在その実績はないが、中古車両については、平成21年に消防の指令車を55万1,000円、平成22年にリフト付き福祉車両を21万9,000円で売却している。財産管理の考え方について、本市には遊休市有地や廃校舎及び廃校舎跡地、さらには土地開発公社用地などで早期に売却しなければならない土地建物、さらには備品などがあり、特に土地建物については、不動産会社などからの情報提供、企業訪問などにより不動産会社等に情報提供するなど、売却に向けた取り組みをしてきたところであり、今後もこれら企業訪問を通じて、情報交換や情報提供を継続していく考えである。インターネット売却については、市では実績がないが、夕張など他市では売れた実績もあることから、市の立地条件とか観光資源、その特性をさらにPRし、売却に向けた取り組みを一層強化していきたい。との答弁がありました。

次に、認定第3号平成22年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

滞納者に対する資格証の発行の考え方について、との質疑に対し、催告書等により納税相談を促しても全く応答がない、あるいは、納付制約を交わしたにも関わらず、理由もなしに履行しないなど、納付する意識が欠如をしてると判断した世帯に対して発行しているが、資格証の発行に際しては本意ではないため、基本的に納税相談を実施しており、生活の内容等、いろいろ聞いた中で対応し、最終的な判断については、保険証の審査委員会の中で判断され発行している。との答弁がありました。

次に、認定第9号平成22年度市立美唄病院事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

病院の経営健全化計画、あるべき姿をどう考えているのか、との質疑に対し、平成27年度までは当然、財政健全化計画を着実に推進していくことは基本にある。ただ、医師の確保が最大の課題と考えており、これまでいろんな形の中で医師確保に努めてきた。今後どういった方向性になるか、これからだが、現在の病院改革プラン、健全化計画、これをやはりきちんと守っていくことが基本にあると思っている。との答弁がありました。

次に、認定第10号平成22年度美唄市水道事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

配水管改良工事について、計画的に行っているのか、との質疑に対し、敷設年度の古い管から順次、改良を行っていくことを基本に、

道路の移設工事等を加味しながら進めている。工事量については、年間2億円前後の予算を考え、そのときに緊急性があるもの、または古い管からという形の中で取り進めている。との答弁がありました。

なお、認定第2号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第11号、書面審査及び総括質疑に関して質疑はありませんでした。

以上の経過から、認定第1号及び認定第3号についてはご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

また、認定第2号、認定第4号ないし認定第11号については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長内馬場克康君 これより、陳情第1号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号美唄市体育センターの継続利用に関する陳情は、委員長報告のとおり決定されました。

議長内馬場克康君 これより議案第46号及び議案第47号の以上2件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。
これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。
これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号美唄市税条例等の一部改正の件及び議案第47号桂沢水道企業団規約の一部変更の件の以上2件は、委員長報告のとおり決定されました。

議長内馬場克康君 これより議案第48号ないし議案第50号の以上3件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。
これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。
これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号平成23年度美唄市一般会計補正予算(第4号)ないし議案第50号平成23年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)の以上3件は、委員長報告の

とおり決定されました。

これより認定第1号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

2番、長谷川吉春議員。

2番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました認定第1号平成22年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

最初に私の立場を申し上げますと、認定に反対であります。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

平成22年度の決算は、歳入で170億8,647万7,984円に対し、歳出では165億6,825万1,674円で、差引き5億1,822万6,310円の黒字となっています。

平成22年度における決算の内容は、歳入歳出の執行率は、歳入で98.0%、歳出では95.0%と、前年度に比べ、歳入では3.5%、歳出では2.3%上回った決算となっています。

平成22年度の政府予算は、鳩山首相の「何よりも人の命を大切に、国民生活を守る政治を実現するため」という名目とは裏腹に、国民に大きな負担を押しつける予算の内容でありました。そして、自らの政治の行き詰まりで6月には政権を放り出し、その後に誕生した菅直人首相も、財界とアメリカの言いなりの政治を進め、自ら招いた財政破綻のツケを構造改革の名のもとに国民に押しつけてきました。

こうした中での本市予算の執行でありましたが、その執行に当たっては、職員の皆さんの並々ならないご努力があったことと思い、改めて敬意を表します。

歳出の主な部分で見ますと、22年度初めての取り組みとして、市内バス路線、南美唄・専大線を維持するための補助金の新設、国による緊急雇用創出推進事業として8事業合わせて2,945万円、耕地利用高度化推進事業、市営住宅火災報知機の設置などのほか、国による臨時交付金補助事業などの補正予算で、子宮頸がんワクチン接種事業、道路・橋りょう、農業用排水路整備事業、各施設の整備修理、学校図書購入などありますが、全体として見ますと、道路側溝整備の遅れや各公共施設の負担の大きい利用料に対する不満、地域医療の充実の遅れ、基幹産業である農業に対しても、明るい展望の持てる政策が打ち出されていません。また、市政説明会で出された市に対する市民の声に十分答えていないなど、市民の要望から大きくかけ離れています。また、中央駐車場土地評価額の問題や道営住宅取得などでは、市民の大きな不信を招いています。

平成22年度末である3月11日、東日本大震災が発生し、また、東京電力福島原子力発電所が重大事故を引き起こし、その収束の見通しも立っておりません。

今日、9月16日で民主党政権が発足して丸2年になりますが、この間、3人の首相が変わりました。野田佳彦首相は所信表明演説の大半を当面する課題の説明に当て、国難に立ち向かうなどと述べました。東京電力福島原発事故の被災者を傷つけた暴言で、就任わ

ずか9日目の辞任となった鉢呂吉雄前経済産業大臣について、「まことに残念」の一言で済ませたのは、任命責任を感じさせないものであります。大震災や原発事故の被災者の願いに背を向け、復興増税や原発再稼働を推進するのでは、野田首相には国民の痛みがわかっていないことを表明するものであります。

平成22年度の決算の内容は、結果的には、国による財界言いなり、福祉切り捨て、国民いじめの政治に従うものであり、認定しがたいものであります。市長は、市民の生活を守るため、国の悪政の防波堤となる役割を果たすため、一層の努力をされることを期待して討論を終わります。

議長内馬場克康君 9番、金子義彦議員。

9番金子義彦議員（登壇） ただいま議題となりました認定第1号平成22年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加させていただきます。

私の立場は認定に賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

平成22年度一般会計の決算は、歳入総額170億8,647万8,000円に対し、歳出総額165億6,825万2,000円で、歳入歳出差額は5億1,822万6,000円となり、翌年度に繰り越すべく財源1,426万2,000円を除く、実質収支で、5億396万4,000円の大幅な黒字決算となりました。

決算が大幅な黒字となった要因については、市民の皆様の深いご理解とご協力をいただくとともに、経費の節減や人件費の抑制など、財政健全化計画を着実に実行してきたことに加え、地方交付税の増額などが黒字の確保に

つながったものと考えます。

しかしながら、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率については、一般会計の実質収支の黒字額などから、財政健全化計画の目標数値よりも改善されているところではありますが、市立美唄病院の不良債務や市債残高が多額であるなどから、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率は高い水準にあり、理事者側においては、財政健全化に向けた取り組みを今後も着実に改善を進めていただきたいと思います。

賛成理由について、主な施策の取り組みについて申し上げますと、平成22年度は、本市の第5期総合計画である「美唄21世紀まちづくりプラン」の最終年次であり、重点的に取り組んできた福祉・環境・交流・経済振興のそれぞれの分野については、総合的な子育て支援、環境基本計画の策定、観光企画商品開発、農商工連携などの取り組みを市民や企業の皆さんとの協働により取り組まれるとともに、国等の経済対策等に呼応し、各種交付金事業等に積極的に対応するなど、当初予算及び補正予算を通じ、市としての努力がうかがえるところであり、市民の皆様の協力のもと、市長を初め市職員が経費の節減や人件費の抑制を行いながら、市民福祉の向上と地域の活力づくりのために積極的に取り組まれたことを評価するのでございます。

今後の地方財政制度の行方は極めて不透明な状況にあると認識しておりますが、市長の強いリーダーシップの下で、厳しい環境の中にあっても、財政健全化の推進と地域の活性化に向けて、積極的に取り組まれますことをご期待申し上げて、私の討論といたします。

議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第1号平成22年度美唄市一般会計決算認定の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより認定第2号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号平成22年度美唄市民バス会計決算認定の件は、委員長報告とおり決定されました。

これより認定第3号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

2番、長谷川吉春議員。

2番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました認定第3号平成22年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場を最初に申し上げますと、認定に反対であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

現在、日本の相対的貧困率は、1997年以降最悪となっています。その原因は、雇用破壊による非正規労働者の低賃金などの問題ばかりでなく、所得の再配分においても、税と社会保障制度がその役割を果たしていないことが大きな原因となっています。本来、税や社会保障には貧困の格差をなくし、貧困率を引き下げる役割があるにもかかわらず、それらが発揮されていないのが現状です。自公政権のもとで、長年にわたって続けられてきた社会保障費を、毎年2,200億円を削減してきたことなども、こうした事態を生み出している大きな原因であります。

民主党の鳩山元首相は国会での答弁で、「税と社会保障がむしろ貧困率を高くしている事実は認めなければならない」と答えています。しかし、民主党政権は大企業に対する特別減税はそのままにし、庶民にとって大きな負担になる消費税の値上げを実施しようとしています。

国民の重たい負担になっている社会保障費の典型が、国民健康保険税です。年間所得が夫婦と子供2人の4人家族で、年間収入300万円の家庭の保険税が年間40万円にもなります。美唄においても同じ試算によれば、35万0,526円になります。美唄では、収入の11.7%が保険税になるわけです。

鳩山元首相も国会での答弁で、「所得300万円の方がその1割以上の国保税を支払わなければならないのは、率直に申し上げて相当に高い」と答えています。しかし、国庫支出金を大幅に引き上げてほしいという国民の声には、一向に応えようとしていないのが民主党政権であります。

高い保険税の最大の原因が、国庫負担が1984年には49.8%だったのを37%に、2007年には25%に切り下げたことにあります。1984年の国民保険料の一人当たりの平均が3万9,020円だったのが、2007年には8万4,367円になっています。20年余りの間に国庫負担が半分になり、国民負担が2倍以上になっています。払いたくても払えず資格証が発行されたり、差し押さえになったりして診療が遅れ、命を落とされる人が全国では年間50人を超えています。命を守るはずの医療保険が、負担が重過ぎて命を落とす、このようなことがあってはならないことでもあります。

平成22年度の歳入は、36億8,365万4,000円に対し、歳出は36億6,874万3,000円で、差引き1,491万1,000円の黒字となっていますが、これは支払い準備基金、2億6,201万6,000円を繰り入れたものであります。本会計の決算については数字的なものではなく、執行の内容が結果として国民に大きな負担を押しつけている国保の仕組みを市民に押しつけるものとなっています。

高橋市長は、所信表明の中で健康で安心して暮らせるまちづくりを標榜しておられますが、そのためにも国庫負担を元の50%に戻

すことや、収納率低下によるペナルティを無くすことも含め、社会保障の抜本的な改善に向けて、国に対し強く働きかけることを要望し、討論を終わります。

議長内馬場克康君 4番、丸山文靖議員。

4番丸山文靖議員（登壇） ただいま議題となりました認定第3号平成22年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加させていただきます。

私の立場は認定に賛成であります。その理由と若干の意見を申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険の中核をなすものであります。被保険者の構成は、第1次産業の従事者や従業者が中心であったものから、経済状況の変化とともに現在、職につけない方や低所得の方々が増え、被保険者数も毎年増加傾向というふうになっております。制度の構造的な問題を抱えておりますが、この状況は保険税収の伸び悩み、または、被保険者の高齢化が急速に進んでいることにより医療費が増加をするなど、国保財政が極めて厳しい状態に置かれている中で、事業経営は一層の経営努力が必要とされております。

そのような中、本市の平成22年度の決算は、実質収支で1,491万1,000円の黒字決算となっている状況ですが、国保事業の給付等費用の不足分の財源としてきた国民健康保険支払準備基金を1億9,300万円余り取り崩している現状となっております。基金残高がいよいよ底をついてしまう見込みとなっており、これからの事業運営の見通しを早急に立てていかなければならない時期に来ております。

本市国民健康保険は、低所得者や65歳以

上の被保険者の含める割合が多く、そのような状況の中、医療費の増加に対する財源の確保は厳しいものになると考えられます。

このことから平成22年度においては、特定健康診査等を初めとして、各種検診事業を積極的に進めてきたことは、健康や疾病予防に対する意識を高め、医療費の抑制につながったものと思っております。

今後は高齢者の新医療制度に動きがあり、このことにより、市町村国保が大きく変わることとなり、将来的な変革が予想されております。それに対応しながらも、被保険者に対しては、安定した健全な国保の事業運営を示すことが出来るようにご期待を申し上げ、私の討論とさせていただきます。

議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第3号平成22年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより認定第4号ないし認定第11号の以上8件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号平成22年度美唄市老人保健会計決算認定の件ないし認定第11号平成22年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上8件は、委員長報告のとおり決定されました。

議長内馬場克康君 次に日程の第3、議案第51号美唄市教育委員会委員任命の件ないし日程の第5、議案第53号美唄市公平委員会委員選任の件の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し提案理由の説明を求めます。

市長。

市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第51号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、白戸仁康委員が10月3日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として新たに間島恭一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めます。

次は、議案第52号美唄市公平委員会委員選任の件であります。

本件は、富田一男委員が10月3日をもって任期満了となりますので、本市公平委員会

委員として引き続き富田一男氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めます。

次は、議案第53号美唄市公平委員会委員選任の件であります。

本件は、川上美樹委員が10月3日をもって任期満了となりますので、本市公平委員会委員として引き続き川上美樹氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第51号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号美唄市教育委員会委員任命の件は、原案のとおり同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第52号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号美唄市公平委員会委員選任の件は、原案のとおり同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第53号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号美唄市公平委員会委員選任の件は、原案のとおり同意することに決定されました。

この場合、10月3日をもちまして退任されます、教育委員会委員長白戸仁康君から発言を求められておりますので、これを許します。

教育委員会委員長。

教育委員会委員長白戸仁康君（登壇） お許しをいただきましたので、この場をお借りして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

10月3日をもちまして、教育委員並びに教育委員長を退任する事になりました。

教育委員として3期12年、また、この間の3年9ヶ月、教育委員長を務めさせていただきました。微力ながら、教育行政の一端に関わらせていただきましたが、この期間の経験は、私にとりましても大変に貴重なものとなりました。

ひとえに市議会議員の皆さん、市理事者、そして、市民の皆様のご鞭撻、ご協力によるものであり、ここに深く感謝を申し上げます次第であります。どうもありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、今後とも引き続き、教育行政に対しまして、一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げますとともに、最後になりますが、美唄市のますますの発展と皆様のご健康、ご活躍を祈念いたしまして、大変簡単ですが、退任のごあいさつとさせていただきます。

長い間、大変ありがとうございました。

（拍手）

議長内馬場克康君 次に日程の第6、意見書案第4号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書ないし日程の第14、意見書案第12号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現と就学保障充実など教育予算確保・拡充に向けた意見書の以上9件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第4号について、13番土井敏興議員。

13番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第4号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

美唄市の森林は総面積の44%を占め、トドマツ、カラマツなどの針葉樹やイタヤなどの広葉樹は四季折々に多様な表情を見せてくれます。

これら森林は、住宅資材や紙の原料など私たちの生活に欠かすことのできない木材を供給するばかりでなく、国土の保全や水資源のかん養など、かけがえのない貴重な財産です。

また、近年は、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として、大きな関心と期待が寄せられているところです。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産

業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、引き続く経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしています。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進により、森林・林業の再生を図ることが重要です。

また、先般の東日本大震災により、東北地方を中心に未曾有の大被害をもたらしたところですが、その復旧・復興が必要であるため、以下の項目を実現するよう要望します。

記

- 1 東日本大震災の速やかな復興に向けて、被災した森林や木材加工施設等の早期復旧に加え、復興木材の供給に向けた被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化すること。
- 2 今般導入される地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策や木材利用促進を位置付けるなど森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保による森林経営対策を推進すること。
- 3 間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、森林管理・環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、担い手育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進、森林整備経費の定額助成の導入など効率的施業の推進と所有者の負

担軽減を推進すること。

- 4 低炭素社会の実現に着目した公共建築物や民間住宅・事務所等での地域材の利用を推進するとともに、新たなエネルギー政策の転換の検討に当たって、木質バイオマスエネルギーを最大限活用するなど国産材の利用拡大を推進すること。
- 5 森林整備加速化・林業再生事業の拡充・延長により、川上・川下が一体となった森林・林業の再生に向けた取り組みを推進すること。
- 6 国民共有の財産である国有林については、一般会計により、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月16日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長内馬場克康君 次に、意見書案第5号及び意見書案第6号の以上2件について、8番桜井龍雄議員。

8番桜井龍雄議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第5号及び第6号の以上2件につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

平成24年度農業予算編成に関する 意見書

3月11日発生した東日本大震災と福島第1原発の事故は、我々日本人がかつて経験したことのない精神的苦痛と甚大な被害をもたらしていますが、当面する緊急かつ最優先の課題は、原発事故の收拾と損害賠償を含む被災地の復旧・復興であります。

こうした中、政府は7月29日、「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定するとともに、8月15日、日本の再生に向けた取組を再スタートするための「政策推進の全体像」を閣議決定し、国家戦略やエネルギー・環境政策の再設計のほか、TPP交渉参加問題については、「総合的に検討し、できるだけ早期に判断する」とし、依然、高いレベルでの経済連携を進める姿勢は変えていないところであります。

このような未曾有の国難に対して、被災地の復旧・復興の支援は基より、我が国の食料安定供給へのさらなる貢献を果たすという使命感に立ち、北海道が持つ潜在能力を最大限に発揮し持続可能な農業の確立を図るとともに、美唄市においてもTPP問題では農業分野での影響は極めて甚大である。又、国営ほ場基盤整備事業(3地区)は、農業経営に果たす役割は大きいことから、平成24年度農業予算編成にあたり、下記の事項を要望します。

記

1. 日本経済・社会の再建と国内農業対策

(1) 東日本大震災ならびに福島第1原発事故の被災地の農林漁業の再建、安全・安心を最優先にしたエネルギー政策の再構

築ならびに内需拡大を重視した日本経済・社会の再建に全力で取り組むこと。

(2) 国内農業対策の検討にあたっては、災害にも強い食料供給基地の建設と国の構造改革に着実に取り組んできた地域の経営実態などその課題点を真摯に洗い出した上で、経営形態別の目標とすべき構造ならびに経営展望の明示、それを実現するために主業的経営体が真に必要なとする政策を確立すること。

(3) 自給率目標の達成に向けては、食料・農業・農村政策のみならず、税制・食品産業対策など省庁横断的な政策体系を構築すること。

2. 包括的経済連携等貿易交渉対策

過去の国会決議などに基づき、これまで同様すべての貿易交渉(WTO・二国間FTA・EPA)にあたり、例外措置として重要品目の関税を維持する交渉姿勢を貫くことが必要と考えます。よって、例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加は断じて行わないこと。

3. 政策の安定的継続と財源確保

戸別所得補償制度をはじめとする農業政策については、これまで努力してきた生産者・産地の取り組みを尊重するとともに、24年度予算においても万全の財源を確保し、生産者が安心して営農に取り組めるよう制度の法制化等中長期的に安定して継続される政策とすること。

4. 生産基盤確保対策

農業の生産性向上には、ほ場の基盤整備、排水対策ならびに農畜産物の集出荷・調製施設等の生産基盤の確立と優良品種や技術の試

験研究・開発が重要であり、併せて生産現場への組織的普及活動が不可欠であることから、これらに必要な万全な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月16日

北海道美唄市議会

軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める要望意見書

農業など各産業分野の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）が、平成24年3月末に期限切れを迎え廃止される予定であります。

経営規模が大きい北海道の農業は、トラクター等の大型農業機械を使用し、燃料として免税軽油を使っています。また、漁業の船舶や鉄道輸送などあらゆる産業分野で活用され、基幹産業の育成や地域経済の活性化に貢献してきました。

平成21年度において道内で活用された免税軽油の量は42万7千kにのぼり、免税額にして137億円に達し、このうち農業分野の使用量は17万3千k、免税額で56億円、船舶関係では7万1千k、免税額23億円、道関係8万2千k、免税額は26億円などとなっています。

又、美唄市における農業分野での免税軽油の使用量（平成21年度分）は1,398k、免税額4,487万8千円となっています。

他方、農業用A重油に対する石油石炭

税の特例措置の恒久化も求められています。農業A重油は、農業用ハウスの暖房などの燃料に幅広く使用され、美唄市の基幹産業である農業の振興に大きく貢献しています。

燃油価格が高止まり状態の中で、免税軽油制度や農林漁業用A重油に対する特例措置が廃止されると、農林水産業など幅広い分野で大きな経済的打撃を受けることになります。

このため、軽油引取税の課税免除措置及び農林漁業用A重油に対する特例措置の恒久化などについて下記事項を強く要望します。

記

1. 軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）を恒久化すること。
2. 農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置を恒久化すること。
3. 地球温暖化対策税については、農業者の負担が増えることのないよう万全の措置を講ずること。

特に、燃油への課税は、油種に関わらず負担増を回避すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月16日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長内馬場克康君 次に、意見書案第7号

及び意見書案第 8 号の以上 2 件について、7 番吉岡文子議員。

7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 7 号及び第 8 号の以上 2 件につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

生活保護行政の抜本的な改善を求める意見書

生活保護世帯が 1 4 6 万世帯、受給者は 2 0 1 万人を超えました。さらに増加する傾向にあります。

厚生労働省が「社会保障審議会生活保護基準部会」を設置して進めている生活保護法の改正検証では、指定都市市長会が昨年 1 0 月に提案した「改革」について、厚労省幹部と一部地方自治体関係者の非公開の協議が続けられています。この国と地方の協議へ示した厚労省の論点（検討項目）は、

期間を設定した、集中的かつ強力な就労支援、

就労支援プログラムや社会奉仕・貢献活動への参加義務付け、

各自治体が医療扶助「適正化」に関する実施計画を策定し、その効果等を評価する仕組みをもうけること、

指定医療機関を受診した際の患者負担のあり方など、事実上の「有期保護」や医療機関に対する指導・監査等を行う国の指導機関の創設と医療費の一部自己負担の導入など、保護者自立への実態にそぐわない内容が含まれています。

生活保護制度の改革は本来、貧困をなくす

政策の大きな柱として位置づけるべきであり、受給者が増えているのは、雇用不安と社会保障制度の機能が果たされていないことに原因があります。雇用の再建と生活保護に至る前段階のセーフティネットの充実が不可欠です。

美唄市においても、生活保護世帯は 3 0 % を超えています。保護開始に至る要因は失業、病気、低年金、離婚によるひとり親家庭など様々です。今日の厳しい社会状況のもと、生活困窮者の命綱ともいうべき生活保護制度は社会保障の大きな柱です。

よって政府は、憲法 2 5 条を保障する立場からの生活保護制度の検証と、老齢加算の速やかな復活、生活保護に関する費用の全額国庫負担を実現するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 2 3 年 9 月 1 6 日

北海道美唄市議会

原子力発電から自然エネルギー等への転換を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生からすでに半年が経とうとしていますが、未だに収束の目途は立っていません。事故の検証も全く行われておりません。福島第一原子力発電所の立地自治体はもちろん、周辺自治体住民も放射線の拡散による汚染の影響で、生活・生産の場が失われ、ふるさとへ戻る希望も抱けないでいます。避難を余儀なくされている子どもたちも少なくありません。

福島第一原子力発電所事故の最大の原因が「日本の原発は絶対安全」といった根拠のな

い「安全神話」に取りつかれ、地震や津波への備えを十分に行ってこなかったことにあり、事故が「人災」であることは明らかです。

原発事故の収束も見通せないもとで、原発から自然エネルギー等への転換を求める声は、国民多数の世論となっています。政府は、2010年6月に閣議決定した「エネルギー基本計画」が14基以上の原発の新增設を明記しているにもかかわらず、これを見直そうともしません。明らかに国民世論に逆行しています。

美唄市は泊原発から直線距離にして約120キロの位置にあります。福島のような原発事故が起こったなら美唄市の基幹産業の農業はもとより、こうむる被害は甚大なものとなるに違いありません。

よって、国においては下記の事項について真剣に取り組むよう強く求めます。

記

1. 原子力発電から自然エネルギー等への転換を期限をきって計画的に行うこと。
2. エネルギー基本計画を根本的に見直し、原発の新增設は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月16日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます

議長内馬場克康君 次に、意見書案第9号及び意見書案第10号の以上2件について、

6番森川明議員。

6番森川明議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第9号及び第10号の以上2件につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

北海道地域最低賃金の更なる改善を求める意見書

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、働く者の生活を保障する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきている。

2007年度に「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意、2008年の最低賃金法改正に際しての「生活保護施策との整合性に配慮する」との見解、さらには、昨年6月の雇用戦略対話における「早期に全国最低800円を目指す」との政公労使合意などにより、最低賃金はここ4年間で大きな引上げが行われた。

この度の2011年度北海道最低賃金は14円引上げで705円と内定されたが、生活保護費との乖離(現行17円)は解消されず、全国的に北海道など9都道府県では、最低賃金が生活保護水準を下回る逆転現象が続いている。

その解消は、労働意欲を向上させ生活を安定させるために当然のことである。年収200万円未満のワーキングプア(働く貧困層)は1千万人いるが、そのうち2割近くが世帯主で今回の目安でフルタイムで働いても、年収は150万円に届かず、美唄市も同様な実態にあり、最低賃金が少なくても生活保護費

を下回っている状況を早期に改善されるべきである。

特に北海道のような非正規比率が4割と高く、最低賃金に近い賃金体系が多い地域においては、地域経済の維持と所得税収の確保、社会保障制度の維持、充実の観点からも、納税を果たせる賃金の確保と、賃金水準全体の底上げは重要な課題である。生活保護費との乖離解消はもとより、働く者が経済的に自立可能な水準へ改定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月16日

北海道美唄市議会

地方財政の充実、強化を求める意見書

東日本大震災によって、東北、関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は自治体が中心となった復興が急務です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化、介護、福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実、強化が必要です。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しておりますが、2012年度予算においても、震災対策費はもとより、美唄市をはじめとする地方自治体の財政事情を考慮しつつ2011年度と

同規模の地方財政計画、地方交付税が求められております。

このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次の通り対策を要請します。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
2. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
3. 地方財政の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5:5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月16日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長内馬場克康君 次に、意見書案第11号及び意見書案第12号の以上2件について、1番倉本賢議員。

1番倉本賢議員（登壇） ただいま議題と

なりました意見書案第11号及び第12号の以上2件につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

ＪＲ三島・貨物会社に係る税制特例の継続を求める意見書

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、公共輸送の使命と鉄道の再生を図るべく、ＪＲ7社が誕生した。国鉄改革は、ＪＲ各社がそれぞれ自立経営を確保し、地域を支える鉄道を再生することを目的として実施された。

そして、新幹線や都市圏の路線を有するＪＲ東日本、東海、西日本の本州三社は、これまで堅調な経営を確保し、株式を上場して完全民営化を果たした。しかし、ＪＲ北海道、四国、九州のＪＲ三島会社とＪＲ貨物については、経営基盤が脆弱で、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など、自助努力を重ねてきたが、来年4月にＪＲ発足25年の節目を迎える今日もなお、経営自立を確保する目処が立っていない。

政府は、ＪＲ三島・貨物会社の経営支援に向け、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の資金を活用した支援策を実施すべく、3月8日に「国鉄清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案」として衆議院に提出され、国会審議を経て6月8日までに衆参両院本会議で可決成立した。

こうした中、本年度末には、ＪＲ三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎える。

東日本大震災の教訓から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、ＪＲ三島・貨物会社の社会的な役割と、未だ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば、ＪＲ発足25年を契機に、これらの税制特例措置を継続し、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物の確保に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

以上の認識に基づき、次年度の税制改正において、下記の事項について実施されるよう強く要望する。

記

1. 　ＪＲ三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」「新車特例」等）を継続すること。
2. 　ＪＲ三島・貨物会社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の減免措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月16日

北海道美唄市議会

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現と就学保障充実など教育予算確保・拡充に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、

教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。政府は「地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外」とすることを閣議決定し、また、全国知事会等地方6団体も同様の意向を示したことから義務教育費国庫負担金については一括交付金化しない方向で検討がすすめられています。しかし、政府内には一括交付金化への言及があるなど、その意図が払拭されていないことから、今後も義務教育制度堅持のとりくみをすすめていくことが重要です。義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/2へ復元するなどの拡充が必要です。

文科省は昨年、30年ぶりに40人学級を見直し、35・30人学級の実現をめざした「新・教職員定数改善計画(案)」を策定し、初年度分として8300人の教職員定数改善を要望しましたが、2300人(純増300人)の定数改善による小学校1年生の35人学級の実現にとどまりました。学校現場においては子どもたちに行き届いた教育を保障するため、教職員の拡充は喫緊の課題となっており、「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。更に美唄市の教育現場においても、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係な

く子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について、教育予算の確保・充実をするよう要請します。

記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現を図り、ゆきとどいた教職員配置を実現すること。
3. 修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月16日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第4号ないし意見書案第12号の以上9件については、別に発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号森林・林業・木材

産業施策の積極的な展開に関する意見書ないし意見書案第12号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現と就学保障充実など教育予算確保・拡充に向けた意見書の以上9件は原案のとおり可決されました。

議長内馬場克康君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成23年第3回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前11時48分 閉会

